令和８年ニセコ町告示第７８号

ニセコ町公営企業の設置等に関する条例の一部改正（案）の縦覧

下記の条例を一部改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第５４条第１項の規定に基づき、公表し意見を求める。

令和８年(2026 年) １１月１０日

ニセコ町長　田　中　健　人

記

１　改正する条例名　　ニセコ町公営企業の設置等に関する条例

２　条例の素案　　別紙のとおり

３　制定の理由　　地方公営企業法第４０条の２第１項で、地方公営企業業務の状況を説明する資料を地方公共団体の長へ提出することと定められているが、提出回数をこれまでの「毎事業年度少なくとも二回以上」から「毎事業年度少なくとも一回以上」とした法改正が行われた。
本改正の趣旨を踏まえ、本町も「ニセコ町公営企業の設置等に関する条例」を改正する。

４　条例の施行期日　　令和９年４月１日から

５　公表の期間等
（１）縦覧の期間等　　と　き：令和８年１１月１０日（火）から１１月２３日（月）まで
ところ：ニセコ町役場上下水道課及びホームページ
（２）意見の受付期間　　と　き：令和８年１１月１０日（火）から１１月２３日（月）まで
ところ：ニセコ町役場上下水道課

６　提出された意見項目の公表等
と　き：令和８年１１月２５日（水）以降
ところ：ニセコ町役場上下水道課及びホームページ

７　本縦覧に関するお問合せ先
ニセコ町役場上下水道課
電話：0136-56-8847　　ＦＡＸ：0136-44-3500
執務時間：８時３０分～１７時１５分